

「芽室町自治基本条例」点検に係る提言書

令和5年1月

芽室町自治基本条例庁内点検委員会

1 自治基本条例点検の概要

(1) 点検の実施

芽室町自治基本条例では、次のように規定している。

(見直しの継続)

第30条 町は、この条例の施行から4年を超えない期間ごとに、この条例の目的を達成しているかどうか点検を行い、必要な場合は、この条例の改正など、町民参加手続きに基づき適切に対応します。

平成30年度に点検を行ったことから、令和4年度中に点検を行う必要がある。

(2) 点検の手法

1) 庁舎内に要綱（次ページ参照）に基づく点検委員会を設置する。

メンバーは、経験年数の豊富さを考慮しつつ、在職3年以上・主任職以下の若手職員を中心に、課のバランス等を考慮して選出。

2) 1条ごとに目的を達成しているか点検を行うこととし、達成状況を5段階で評価する。

- ⑤ 達成している。
- ④ ほとんど達成している。
- ③ やや達成している。
- ② あまり達成していない。
- ① 達成していない。

全委員が点数をつけ、平均点を算出する。

3) 実際に点検を行うのは、第4条から第21条までと第26条、第28条。

4) 条例制定後の取組み、事務事業評価などの参考となる成果指標等を基に、目的を達成しているか、課題について議論する。

芽室町自治基本条例庁内点検委員会設置要綱

(目的)

第1条 町政運営が、芽室町自治基本条例（平成19年芽室町条例第3号）の目的どおりに実施しているか点検を行うために、芽室町自治基本条例庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 委員会は、前条の目的達成のため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 芽室町自治基本条例の町長等に関する条項について、目的どおり実施しているか点検を行う。
- (2) 点検の結果について、報告書にまとめ、町長に提出する。
- (3) その他目的達成に必要なことを行う。

(組織)

第3条 委員会の委員は、町長が指名する。

2 委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、所期の目的が達成されるまでとする。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、会議を進行する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、政策推進課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

2 条文ごとの点検結果

第2章 情報の公開と共有

【第4条（町民の知る権利）】

第4条 町民は、町政に関する情報について知る権利があります。

- 2 町政に関する情報は、町民と町の共有財産です。
- 3 町政に関する情報の公開について必要な事項は、別に条例で定めます。

●達成状況：4.1

【理由】

- ・ 広報誌やSNS（LINE、Facebook 等）、ホームページ、様々な媒体を活用し、情報収集しやすい状況となっていると思う。
- ・ ホットボイスなど町への意見が公表されている。
- ・ ラインでの情報は取捨選択が可能で、その人に合った情報を届けられている。
- ・ 広報誌、LINE 等伝達手段が多様化しているため情報の公開は概ね出来ていると思う。
- ・ 指標が目標値に達していない理由として、情報が発信されているということを知らない町民も多いからではないか。

【課題】

- ・ 一般的に関心が少ない内容については情報が得づらいこともある。
- ・ 高齢者等に対しては SNS の活用ができない場合もあるため情報が全体に行き届いてはいないと思うため。
- ・ 「伝える」だけになってしまっているようにも感じ、「伝わる」広報を職員一人ひとりが意識することが大切だと考える。
- ・ SNS を利用していない方への周知も忘れず行う事も必要。
- ・ アナログでしか情報を得られない人たちへデジタルな情報への切替えを促す・説明する機会があっても良いのでは。

【第5条（町の説明責任）】

第5条 町は、公正で開かれた町政を進めるため、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民に的確な情報を分かりやすく説明するよう努めます。

2 町は、町民から寄せられた意見、要望及び説明の求めなどに対して、誠実に対応します。

●達成状況：3.4

【理由】

- ・町民から寄せられた意見や要望への対応について、特にホットボイスなどの対応では各担当が早急かつ丁寧に説明をしていると思う。
- ・記載内容の意図がくみ取りづらい表現もあるが、情報を見ることは出来るため。
- ・パブコメなど、HP やすまいるボードに情報公開をしているが、その制度を知らない方が多い気がする。
- ・ホームページやFacebook 等では分かりやすい言葉で表現されているので、高く評価してもよいと思う。
- ・ツールが増えているため説明できる場面は多いと感じる。
- ・公開されている情報に、知りたいことが載っていることを知らないことがある。
- ・MMMや地域担当制度もあり、寄せられた意見・要望及び説明の求めなどに対して、対応できていると思う。
- ・成果指標の『芽室町は「行政情報の公開や説明責任が十分に果たされているまち」だと思えますか。』において目標値に達していない。

【課題】

- ・町民にとっては知りたい情報を見つけたり、内容を理解することが難しいのではないかと感じたため、十分とは言えないと思う。
- ・分かりやすい説明と誠実な対応を心掛けて行っているが、町民が求めているレベルにはなっていないと感じる。
- ・内容を見てもわからないという意見もあるため、説明がわかりにくい部分はある。
- ・実際に住民が目に触れる機会は少ないのではと感じる。
- ・職員のシビックプライドを醸成する必要があるかと思う。

【第6条（個人情報の保護）】

第6条 町は、町民の権利や利益が侵害されることのないよう、町が持つ個人情報を保護します。

2 個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定めます。

●達成状況：3.5

【理由】

- 新庁舎になってから個人情報の取り扱いが安全に行えるようになった。
- 課を跨いで情報共有や外部との情報共有についても、情報共有の範囲に配慮したり、共有方法の工夫をする等、職員が意識して行えていると思う。
- 個人情報の取り扱いには注意を払っている。家族間でも伝えてはいけない情報もあるので、公開範囲も注意している。
- 庁舎が新しくなり来庁者スペースと執務スペースをしっかりと分けできているため前の環境よりは守られていると思う。ポリシー等あるが各職場でそれが適用されているかはまた別問題と感じる。
- 職員のリテラシーについては、定期的に喚起されている。
- 対策は機器更新等で対応しているから。

【課題】

- 机の引き出しの鍵かけや机上の書類など個人情報保護に対して、職員の危機意識に差がある。
- 役場内での個人情報の取り扱いが曖昧。
- パソコンの盗難があったが、普段から全庁的に意識していれば未然に防ぐことができたと思われる。
- 定期的に周知する等、意識を高める工夫は必要に感じる。
- セキュリティポリシーが浸透してない。
- コロナ禍による分散在宅勤務時等の取扱いには検討が必要だと思う。
- 現在、休日など、職務スペースに入ることができる環境だから。

第3章 町民参加の町政の推進

【第7条（町民参加の権利）】

第7条 町民は、まちづくりの主役として町政に参加する権利があります。

- 2 町民は、前項の権利の行使に際し、性別、年齢、信条、国籍等によるいかなる差別も受けません。
- 3 町民参加の活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けません。
- 4 町外に住所を有する人の中で、町内で働いている人及び学んでいる人、また、町内で事業を営む法人及び活動する団体についても、町政に参加する権利があります。

●達成状況：4.6

【理由】

- ・権利が有り、それを侵害されていないと感じる。
- ・権利の周知や行使をする機会が少なく感じる。
- ・達成できていると思う。
- ・多様性、自主・自立など、権利が侵害されている印象はない。
- ・権利は十分にあると感じる。
- ・権利があることが明言されているため、問題はない。
- ・ホットボイスやMMM、パブリックコメントなどで町民が町政へ参加する機会が十分設けられていると思う。
- ・町外に住んでいる方（芽室町へ働きに来ている方）へも広報誌やHP、LINE、各SNS等での周知ができていると思う。

【課題】

- ・参加しても自分の意見は生かされず、意味がないと町民の方に思われている気がする。
- ・実際に参加する人が少ない。参加できる環境づくりが課題だと思われる。

【第8条（町民参加の保障）】

第8条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障します。

2 町民の参加について必要な事項は、別に条例で定めます。

●達成状況：3,7

【理由・課題等】

- 機会の保証はされていると思う。アリのパイのように保証しているものも多いと思う。
- 政策の立案等で参加する機会は増え、様々なツールを活用することで周知ができています。
- 参加機会は、特定の人に偏るなどの課題はありつつも、環境が整えられていると感じる。
- 審議会等で総合的に意見を発する機会についても、環境が整えられており、その内容を掲示板等で全職員に共有しているので仕組みとしては、各事業まで行き届く構造になっていると思う。
- パブコメやワークショップ等もあるため、参加できる環境にはあると思う。
- パブリックコメントでは、意見が寄せられたことはあまりないように感じる。「町民参加の保障」というと、関心度をもっと上げていくことで、保障されるのではないかと思う。
- 参加したことへのアンサーや特典がないと参加する人は決まった人になるのでは。
- SNS の周知や参加申し込みフォームを設けることで、以前より問い合わせ等がしやすくなっていると思う。

【課題】

- 参加できる人が限られてしまうことがあると感じる。住民意識調査の回答率が低いと一部の人だけが充実しているのではと感じている。
- 住民意識調査の回答率から町民の関心を向上させる必要があるのではないかと思う。
- 庁舎は敷居が高いと感じている人は少なくない。参加しづらい雰囲気。役場職員と住民の温度差があるように感じる。
- 町民参加する人を集めるのではなく、意見を言ったらそれが町の仕事へつながるゲームのような機会があってもいいと思う。
- ZOOM やインターネットなどの媒体を利用して町民参加のしやすさを追求していくべきだと思う。

【第9条（町民参加の拡充）】

第9条 私たち町民は、町民参加が自治を守り推進するものであることを認識し、その拡充に努めます。

2 町長等は、町民参加の拡充に向け、町政全般にわたる幅広い意見等を求めるための組織を設置することができます。

●達成状況：3.0

【理由・課題等】

- ・「住民自治の推進のために町民が主役であることを自覚し～」とあるが、その意識が薄いのだと思う。町民参加をしても町の決めたことは変わらないと思われる。
- ・周知するツール等も増え、町民の目に触れる機会も増えていると思うため、周知に関する点でいえば拡充されていると感じる。指標も増えている。
- ・参加拡充につながるかの判断が難しいため。
- ・小、中、高校生などの参加できるものもあり、意見を聞く機会はあると感じている。

【課題】

- ・具体的な達成値が意識できていない。
- ・町政に関わる意見を発する町民には、偏りがあるように感じる。
- ・指標を見ても、住民の意識が高くない。参加している方に偏りがある。
- ・拡充に努めているとは感じない。この条文が町民全員を対象にしたものという認識があまりないと感じるので他の条文も併せて周知する機会を設けてもよいのではと感じる。
- ・町民の関心を向上させる必要があると思う。
- ・町としても町民参加の拡充が進むための働きかけが必要だと思う。
- ・SNSなどを通して幅広い世代・職種の方に町民参加を求めていくべきだと思う。
- ・町民参加の場は設けているため、参加募集の周知方法に検討が必要と考える。

【第10条（町民投票）】

第10条 町は、町政の重要な事項について直接町民の意思を確認するため、町民投票を実施することができます。

2 町民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。

●達成状況：4.6

【理由】

- 町民投票の制度は保証されているため。
- 制度はあるためこの評価であるが、実際に活用している例を見たことがない。
- 制度として必要な場面で動けるように条文に明記されている状態と認識して評価する。
- 町民投票の制度があり、実施が可能であるため問題ない。
- 実施することができるため達成していると思う。
- 町民投票について条例で定められており、必要に応じて実施することができる状況である。

【課題】

- この制度の存在を知っている町民は少ないと思う。
- 他の条文と併せて周知する機会をもうけてもよいと感じる。
- 実施しにくいものにならないようにする必要がある。

第4章 多様な主体との協力

【第11条（自治体間の協力）】

第11条 町は、公共課題の解決を図るため、他の自治体等との連携、協力を進めるとともに、先進的な取り組みを学びます。

2 町は、共通する課題の解決を図るため、関連する自治体間と対等協力の関係を築き、広域連携等の研究を行います。

●達成状況：4.1

【理由】

- ・友好都市連携について双方にとって良い形で連携や協力ができていると思う。
- ・友好都市について、一定の認知度から変わらないと思う。交流機会の土台は確立されていることから、評価としては安定していると考える。
- ・先進事例の情報収集などが図られている印象がある。
- ・災害時等の緊急時には協力、連携が取れていると思う。通常業務の場合も他自治体から情報を収集し参考にする場合も多いが、それが他自治体との協力、連携につながっているか分からない。
- ・帯広圏の自治体や友好都市との協力・連携は、共通する行政課題の解決や教育に活かされていると感じる。
- ・広域での連携が進んでおり、それにより住民サービスにおける事務の利便性が向上していると思うため。
- ・友好都市に職員派遣も行われているため。
- ・先進的な自治体から情報提供を得て業務の参考にはある。また、自治体間での連携も図られていると思う。
- ・先進事例がある市町村への情報交換等を行えており良いと思う。
- ・揖斐川町との友好都市についての住民意識調査は、目標値を上回っているため、広報紙等の周知によって目標を達成できていて良いと思う。

【課題】

- ・揖斐川町や広尾町との友好・交流連携は町民には活動が見えにくい状況である。

【第12条（国及び北海道との協力）】

（国及び北海道との協力）

第12条 町は、国及び北海道と対等な立場であることを踏まえて、相互に連携し、協力関係を大切にしながら、公共課題の解決を図ります。

2 町は、制度改善等が必要な場合には、国、北海道及び関係機関に対し積極的な提案を行います。

●達成状況：3.5

【理由】

- ・見識等を深く持っているため、協力は不可欠であると考えている。
- ・町からの提案はされていると感じる。
- ・協力体制は整っていると思うが、各部署によって温度差はあると思う。
- ・振興局との連携は図られていると感じる。
- ・国や道の指示で動くことが多く、対等であるという感覚があまりない。
- ・制度改善などの要望は必要に合わせて行っている。公共課題の解決は、災害を除いて、相互に連携というよりも縦割り感がある。
- ・基本的に国の指示に従うようなことが多く、各自治体の意思が尊重されていないことが多々見られる。
- ・道と連携や協力関係であることは意識できるが、国との連携・協力関係についてはあまり意識がないように思う。
- ・対等な立場ではなく感じる。
- ・協力しなければ成り立たないこともあるので、協力できている面はある。

【課題】

- ・町民からの目線だけで言うと道路が一本違うだけで管轄するのが町と道で違い、対応が変わるなどの不満はあると思う。
- ・町から国や道に対する制度改善の提案が積極的に行われていないと思う。
- ・国に対する制度改善の要望書提出などの活用はできていると思うが、積極的な提案まではいっていない。
- ・職員が連携、協力、対等という意識を持つことが課題。
- ・災害やコロナ対応については、道との協力できていると思うが、特に町からの提案等はできていないと思う。

【第13条（国際交流活動）】

第13条 町は、他の国々との交流を通して得られた情報をまちづくりに活かします。

●達成状況：3.3

【理由】

- 国際交流を実施しており、それを周知や広報もしていると思うが、自分自身の業務で国際的な活動や視点を持って、何かをできているわけではないため。
- まちづくりにどう活かされているのか知らない。
- 交流できる体制はあると思う。
- トレーシーについては条例に記載があることで、まちづくりの視点の多様性を広げていると感じる。AETとの交流など、往来ができなくてもまちづくりに国際的視点を持つことができる仕組みはある。

【課題】

- 交流が一部の人に限定されるため、活かされているとはあまり思えない。
- 交流はあるが、その情報が得られる場が少ないと感じる。
- 具体的にどのようなことが活かされているのか、わからないので、知る機会が増えれば良いと思う。
- トレーシー市との交流は、町民が外国を身近に感じる取組みが必要だと思う。
- トレーシー市との国際交流を実施しているが、コロナ禍になっているため新しい交流の仕方も必要だと感じる。
- 芽室町に、どのように還元されているか分かりづらいことが課題。
- 情報発信に力を入れることが必要なのでは。

第5章 行政の政策活動の原則

【第14条（総合計画）】

（総合計画）

第14条 町長等は、総合的かつ計画的に町政を運営するため、町のめざす将来像を定める基本構想とこれを実現するための実施計画により構成される総合計画を策定します。

- 2 総合計画の計画期間は、原則として、基本構想は8年、実施計画は前期4年及び後期4年とします。
- 3 町長等は、町民参加により総合計画を策定するため、芽室町総合計画審議会を設置し、必要に応じて見直しを行います。
- 4 町長等は、総合計画の進捗状況を町民に公表するとともに、町民の意見を述べる機会を設けます。
- 5 第3項の審議会について必要な事項は、別に条例で定めます。
- 6 総合計画は、町の政策を定める最上位の計画であり、町が行う政策は、法令に基づくもの及び緊急を要するもののほかは、これに基づいて実施します。
- 7 町長等は、特定の政策における個別計画等を策定する場合は、総合計画との関係を明らかにします。

（総合計画の議決権）

第14条の2 町長は、前条で規定する総合計画の策定又は変更に関しては、議会の議決を経ます。

（総合計画の策定と運用）

第14条の3 前2条に規定するもののほか必要な事項は、別に条例で定めます。

●達成状況：4.9

【理由】

- ・ルール通りやっているため。
- ・総合計画について、町民への周知も職員への定着もできている。
- ・総合計画の一連の流れについては、実施できていると思う。
- ・町民への発信ができており、職員もきちんと認識できていると思われる。
- ・条文自体にも不備が見受けられず、課題もないように感じる。
- ・総合計画の進捗を広報誌で周知するなど町民に向けて発信している。
- ・派遣で外部の展開を経験した上で、芽室町の進め方は丁寧だと感じる。
- ・条例で定めている総合計画について評価内容は別として機能していると感じる。
- ・町のめざす将来像を四者で共有するために必要な手続きであり、そのとおり進められている。

【課題】

- ・ワークショップに町民が参加しやすくなる方法等を検討し、より幅広い間口で意見を聴取すべきだと思う。

【第15条（財政運営）】

第15条 町長等は、健全な財政運営を行うため、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めます。

- 2 町長等は、中長期的な財政計画を作成するとともに、総合計画及び行政評価に基づいた予算を編成します。
- 3 町長等は、町の財政状況を明らかにするため、毎年度の予算、決算の状況及び財政計画について、的確な指標などを用い、町民に分かりやすく公表します。
- 4 財政状況の公表について必要な事項は、別に条例で定めます。

●達成状況：4.3

【理由】

- ・ 広報誌で、予算・決算などの取り組みを町民へ伝えることができている。
- ・ 「最小の経費で最大の効果を挙げる」よう努め、総合計画や行政評価に基づいて予算編成をしていると思う。
- ・ 事業や会計の予算・決算は広報誌でわかりやすく説明されていると思う。
- ・ 広報誌などでわかりやすく示されていると思う。
- ・ 広報誌での公表記事が工夫されている。
- ・ 広報紙において予算・決算を公表しており、また、町民に対してのわかりやすさも向上していると感じる。
- ・ 現行のまま運営することが大切だと思う。

【課題】

- ・ 最小の経費で最大の効果を、といった意識があまり浸透していないのでは。
- ・ 業務に人件費もかかっていることに対する意識が低い。
- ・ 広報誌で公表しているが、さらに向上できる点もあると感じる。
- ・ 人件費やサービス残業は、個人や係内の業務の見直しで減らせるものもあると思う。
- ・ 将来負担比率については上がっているため、条例にもあるとおり最小の経費で最大の効果を得るための工夫が必要と思われる。
- ・ すまいるやHPを通して町民へ財政状況が公表されているが、経費をもう少し削減する余地がある。

【第16条（法務体制）】

第16条 町長等は、地域の特色を生かした質の高い政策活動を行うため、自主的な法令の解釈及び運営とともに、必要な条例の制定に努めます。

2 町長等は、前項の目的のため、職員の法務に関する能力の向上に努めるとともに、有識者及び法令に関する専門機関等との連携により、必要な体制の整備を行います。

●達成状況：3.2

【理由】

- 全体的な地方自治法等を把握するよりも、自分の業務に関する専門的な法律の勉強しきれなかったため。どちらも大事かもしれないが、どちらも完璧にするほど余裕がないと思う。
- 職員の法務に関する能力については部署や職種により差があると感じる。
- 研修を受けても自分の業務と法令を結びつけて考えることが難しい、もしくは定着しにくい状況があり、職員一人一人が意識していく必要があると思う。
- 職員が自主的に能力を向上することができる環境づくりが必要。
- 必要な条例の制定は行われていると感じる。法改正に合わせた条例の改正も行われている。
- 法務研修などを実施しており、必要なことだと思う。
- 職員の理解度を高めるような取り組みが必要だと感じる。
- 研修だけではなく、契約事務や会計年度の手引きなど、実務中に役立つものを各担当課で整理しているので、理解しやすい環境であると感じる。
- 法務研修等は実施しているが、担当係以外の理解度は低く、能力向上につなげることは難しいと考える。
- 根拠となる法律・条例等を理解していなく、業務のやり方のみを覚えている職員が多いと感じる。
- 職員個々の自己研鑽が必要であるし、情報収集するなど関心を持つ必要があると思う。
- 法務研修を受ける機会が少なく、法務に関する知識の向上があまりできていないため。
- 実際に担当になり、触れる機会のあること以外は理解できていないので、課題が残る。
- 研修の機会はあるが、担当や特定の職員のみ知識向上になっていると感じる。

【第17条（行政評価）】

第17条 町長等は、町が行う仕事について、具体的な成果目標を設定するとともに、目的や成果等を毎年点検し、効果的かつ効率的に町政を運営するため行政評価を実施します。

- 2 町長等は、行政の内部評価に加え、町民参加による外部評価を行います。
- 3 町長等は、行政評価の結果を公表するとともに、行政評価の結果を総合計画及び予算の編成等に反映させます。
- 4 町長等は、最もふさわしい方法で行政評価を行うよう常に検討し、改善します。

●達成状況：4.6

【理由】

- ・PDCAはやっているが、形だけにならない環境づくりも必要だと思う。
- ・条例どおりに行われており、問題ないと思ったから。
- ・条例に示されているとおり、点検・評価・公表がされている。
- ・成果目標は具体的に設定されており、評価についても公表されている。
- ・内部評価、外部評価ともに適切に行われている。行政評価方法の改善についても条文にあるので、必要があれば改善をしていけばいい。

【課題】

- ・予算編成が過去と同じになりやすく、具体的な見直しがないまま過去平均で終わってしまうことが多い。

第6章 行政組織と職員政策

【第18条（行政の意思決定）】

第18条 町長は、行政としての意思決定の手続きを行った上で、重要な事項の方針を決定します。

- 2 前項の規定は、町長部局以外の町の機関についても準用します。
- 3 意思決定の手続きについて必要な事項は、別に定めます。

●達成状況：4.8

【理由・課題】

- ・庁内の意思決定の流れはできていると思う。
- ・特に手続き上問題なく、実施されている。
- ・町長とのヒアリングや全体庁議の報告について、課長等から周知されているため。
- ・職員もきちんと認識できている。
- ・重要事項の決定は関係部署と連携して決定されていると感じる。
- ・町長の独断ではなく、定められた手続きに基づいて政策などの立案、実施がなされている。
- ・庁議で決定したことや、重要事項の周知等はされている。
- ・記載のとおりのおりの仕組みであり、意図の共有も図られているのを感じる。
- ・重要な事項の決定について、定められた手続きに基づき進められている。
- ・DX やゼロカーボン、脱印鑑など昨今の社会情勢の変化のニーズに迅速に対応できていると感じるため。

【課題】

- ・「重要な事項」の範囲が見えない

【第19条（行政組織）】

第19条 町の行政組織は、次に掲げる事項に基づき編成します。

- (1) 社会や財政状況などの変化に迅速に対応すること。
- (2) 簡素で効率的にすること。
- (3) 透明性を高くし、町民にわかりやすくすること。
- (4) 総合計画や行政評価等を反映させること。

●達成状況：3.3

【理由・課題】

- ・前例踏襲で、効率的にしようとしていないと感じる。組織としての効率化の視点が抜けているのではないかと思う。
- ・新庁舎になり、手続きが1か所になり、スムーズに出来ることもあるが、係ごとの分業の部分で効率的ではない部分があるように感じる。
- ・どこに各課があるか、どこで何の手続きをしたら良いかについて迷っているお客様を見かけることが多い。
- ・人員配置や業務の見直しなどを積極的に行って、業務の簡素化・効率化を図る必要があると思う。
- ・どこでどんな手続きができるかわかりやすい表示の仕方があるとよいと思う。
- ・新庁舎の運用でより組織的になった。
- ・一部の係に仕事量が偏っている場合がある。
- ・社会や財政状況に合わせた組織作りはできていると感じる。
- ・簡素で効率的、透明で町民にわかりやすくするという面ではあまりできていない。
- ・課、係がどんな業務を所管しているか職員も把握していない部分がある。
- ・業務の効率化の意識が低い
- ・DX やゼロカーボン、脱印鑑など昨今の社会情勢の変化のニーズに迅速に対応できていると感じるため。

【第20条（職員政策等）】

第20条 町長等は、職員の政策能力の向上のため、研修の充実を図ります。

2 町長等は、次に掲げる事項を考慮して職員定数適正化計画を定め、少人数で効果的な行政運営を推進します。

- (1) 事務・事業の適正化
- (2) 財政状況と財政予測
- (3) 町の政策課題
- (4) 職員の年齢構成

3 町長等は、政策活動を活性化させるため、他の団体等との人事交流に努めます。

●達成状況：3.1

【理由・課題】

- ・事業を減らす・効率化を進める動きがあまりないと思う。
- ・研修実施後に具体的に生かしているかわからない。
- ・時代に即した定数になっているかは疑問に思うことがある。
- ・人事交流は、なかなか難しいと思うが出来ていないと感じる。
- ・研修の充実は図られていると思う。
- ・課ごとに時間外勤務のバラつきや人員不足を感じる。
- ・年齢構成は、歳の近い先輩がいるため、業務についても相談しやすく良い環境だと思う。
- ・人員配置は様々な意見を考慮し配置していると思うが、部署によって時間外勤務の時間数に差があるように感じる。
- ・近年、研修が増えているのはいいことではあるが、本当に必要なのか見極める必要がある。コロナ対応が一部の係に偏ったりしている現状から、各課系の事業の見直しは必要だと思う。
- ・研修は充実していると感じる。
- ・少人数で効果的な行政運営ではないと感じる。
- ・人事配置については意見交換や業務量の実態等から配慮されていると感じる。
- ・事業のスクラップ&ビルドを促したり、事業の廃止や変更等、コロナ禍による事業の必要性など見直しを行う場面が多くなっていると感じる。
- ・人事交流は、派遣職員をはじめ、とてもいい経験になっていると感じる。
- ・少人数で極端な時間外業務の偏りも無くやれていると思う。
- ・研修の充実や他団体との人事交流は図っていると思う。

【第21条（出資団体等）】

第21条 町長等は、町が出資している法人名を毎年公表します。

2 町が一定割合を出資している法人経営状況等の公表について必要な事項は、別に条例で定めます。

●達成状況：5.0

【理由】

- 条例のとおり行われていると思う。
- 公表されているので、特になし。
- 問題なく行われている。
- 透明性のためにも必要な条文であり、そのとおり公表されている。

第8章 行政組織と職員政策

【第26条（町長の責務）】

第26条 町長は、町の代表者として法令等を遵守し、公正で民主的かつ誠実に町政を運営します。

- 2 町長は明確な理念のもと、長期的視野に立って、町政を運営します。
- 3 町長は、町民の意向を常に把握し、意思を尊重するように努めます。
- 4 町長は、職員の育成を図るとともに、能力を最大限に引き出すよう努めます。

●達成状況：4.9

【理由】

- ・ 総合計画などにより町民の意思を尊重することや職員の育成についても達成できている。
- ・ 条文のとおり達成されている。
- ・ 町長の理念が明確化されていると感じる場面が多くある。
- ・ 明確なビジョンを持って町政を運営されているため。
- ・ 条文のとおり町長の責務を努めていると思う。
- ・ マニフェストや総合計画をもとに町政に取り組んでいると思う。
- ・ めむろ未来ミーティング等により、町民の意向を把握し、尊重するよう努めている。
- ・ 職員と面談を行い、現場の声や職員の素質を把握しようと努めている。
- ・ 町長の理念を総合計画へ溶け込ませ、明確なものとしていることから。

【第28条（職員の責務）】

第28条 職員は、法令等を遵守し、町民とのコミュニケーションを大切にするとともに、常に町民の視点に立って仕事をを行います。

- 2 職員は、正確かつ迅速に仕事をを行います。
- 3 職員は、前例にとらわれることなく、柔軟な発想により創意工夫のもとに仕事をを行います。
- 4 職員は必要な情報の収集及び自己啓発に努めます。

*この条文については、全職員にアンケートをとり、その結果を参考に、検討委員で達成状況を判断した。全職員のアンケートについては、資料として添付している。

●達成状況：3.6

【理由】

- ・なかなか行動に移すことができず、前例に従ってしまった人が多いのではないか。
- ・職員アンケートと同意見である。
- ・条文に明文化されている内容に疑問は無い。
- ・組織的な取組みとしても人事考課シートの条文にリンクしており、定期的に意識するような仕組みになっている。
- ・前例踏襲で事務を行うことに頼っていることが多いため。
- ・画期的なアイデアを出し、実行までしているものは多くない。
- ・責務を努めていると思うが、職員によりそれぞれの評価は異なると思うため。
- ・町民の視点に立ち、責務を果たすよう努めていると思う。

【課題】

- ・意識的に取り組んではいるが、全項目達成できているとは感じられないため。
- ・断り方、説明方法、検討した過程が見えないことも多いため、町民が不信感というかどうかどうせ町に言っても変わらないと思われることも多々あると感じている。

3-1 追加変更項目の検討（点検委員会）

（1）第5・6条

①背景

- ・条文の中に「町民へ分かりやすく説明」とあるが、程度が分からない。
- ・多くの委員から、町民への説明に課題をもっているとの意見があった。
- ・このため、条文に程度の詳細を追加すべきか検討した。

②検討内容

- ・程度の詳細を条文の中で記載すると対象とならない人が出てくる。
例）高校生が理解できる程度…中学生以下は対象から外れてしまう。
- ・各セクションや事業によって対象者が異なる。対象者に合わせた説明をするべきであるため、自治基本条例で定めるべきではない。

③検討結果

- ・詳細の記載については、追加・条文の変更は求めない。

（2）第7条

①背景

- ・「まちづくり」という言葉が多く使われるようになり、「町政」よりも「まちづくり」という表現がいいのではないか。
- ・「町政」≒役場がやることというイメージがある。
- ・「町政」という表現を「まちづくり」に変更すべきか検討した。

②検討内容

- ・「町政」は「まちづくり」の一部であり、同じ意味ではない。
- ・「まちづくり」に表現を変更すると、すべての条文で表現を変える必要がある。

③検討結果

- ・「町政」を「まちづくり」という文言に変更は求めない。

（3）第13条

①背景

- ・まちづくりに何が活かされているのか見えにくいいため、「自治の発展が国際的にも重要であることから国際交流（連携）に努める」というような条文に変えた方がいいのでは。
- ・国際交流事業も少なく、条文の文言達成のハードルが高い。
- ・条文の文言を変更すべきか検討した。

②検討内容

- ・取り組んでいる内容と条文に問題はない。
- ・まちづくりに何が活かされているか分からないという理由で条文を変える必要はない。

③検討結果

- ・条文の文言は変更を求めない。ただ、取り組みが見えにくいいため、総合計画に紐づいた事業などを、解説版へ記載することを提案する。

(4) 第20条

①背景

- ・第2項において「職員定数適正化計画」とあるが、現在は芽室町職員数適正化方針のため、文言を変える必要がある。
- ・方針の考え方が変更になっているため、「少人数」という表現も「適正な」という文言に変更したほうがいいのでは。

②検討内容

- ・すでに存在しない計画のため、変更は必要である。
- ・芽室町職員数適正化方針に合わせた文言に変更する必要がある。

③検討結果

- ・以下のような文言変更を提案する。

(職員政策等)

第20条 町長等は、職員の政策能力の向上のため、研修の充実を図ります。

2 町長等は、次に掲げる事項を考慮して職員定数の適正化に関する方針を定め、~~少人数で~~効果的な行政運営を推進します。

3-2 追加変更項目の検討（職員アンケート）

（1）第7条

①意見

- ・デジタル社会化による町外在住のテレワーカーやフリーワーカーが増える可能性もあることから、条文の「町内で事業を営む法人及び活動する団体」ではなく、「事業活動を行う者」といった、少し幅を持たせた内容（デジタル社会に適した内容）でも良いのではないかと感じた。※前段の「町内で働いている人」で解釈できるのであればよい
- ・町民参加に「関係人口」の記載が必要かの検討をしてはどうか。

②検討内容

- ・指摘のとおり、テレワーカーやフリーワーカー等は「町内で働いている人」の中に含まれると考える。
- ・関係人口は町民という位置づけにはならないと考える。そのため、第7条でいう、町民参加に、関係人口を記載することは適切ではない。

③検討結果

- ・文言の変更は求めない。関係人口やテレワーカー等の記載については解説版への記載を提案する。

（2）第9条

①意見

- ・第2項について。解説では「新たな組織の設置」となっている。条例作成時から時代も変化し、ここ数年で社会環境が激変していること、前段に記載の「各種審議会を発展的に解消し・・・」ともあることから、今こそ大胆な改革も必要ではないか。
町内会及び町民活動団体のまちづくり組織として位置づけについて。本条例では前文で自治の主役は「町民と、町長、議員及び職員」となっていますが、個人ではなく、コミュニティを形成する組織も位置付けてはいかかが。中標津町自治基本条例では、第4章で同団体を条例の中で位置付けている。

②検討内容

- ・「新たな組織の設置」がなかなか進んでいないのではないか。
- ・町内会は町政にとって重要な組織だが、あくまでも任意団体のため、条例での位置づけは困難ではないか。
- ・第7条第4項において、町内で活動する団体についても町政へ参加する権利があるとしている。

③検討結果

- ・「新たな組織の設置」については、「4今後の自治本条例の推進について」において、提案する。
- ・町内会については、条文での位置づけを求めない。

(3) 第4章

①意見

- ・第4章に住民団体や企業との協力について記載を追加してはどうか。

②検討内容

- ・第11条は（自治体間の協力）となっているが、第1項では「他の自治体等」と記載されており、「等」という表現の中に、民間団体も含まれる旨、解説版に記載されている。

③検討結果

- ・「企業との協力」については記載が解説版にもないため、解説版への記載を提案する。

(4) 第25条

①意見

- ・第25条（町民の責務）の解説が条文のままなので、可能であれば修正したほうが良いのではないか。町民の責務だけ少し曖昧で、町長や議員、職員にだけ責務を課しているような印象を与えてしまうと思う。

②検討内容

- ・解説版にて責務の詳細を限定せずに、町民の柔軟な発想を持って、町民自ら、行動し責務を遂行してほしいと考える。例えば、町民によってまちづくりへの参加が広報誌を読むことであったり審議会への参加であったり、参加方法も大きく異なるのではないか。

③検討結果

- ・解説版の修正は求めない。

4 今後の自治基本条例の推進について

「自治基本条例」は、「使える条例」であり、「多くの町民に愛される条例」になってもらいたい。しかし、現実には、職員にも町民にも十分浸透していない。このため、次のような対策が必要と考える。

(1) 職員向け

- コラムのように情報を発信して定期的な情報発信を行う。
- 全体掲示板だと見ない人もいるのでメールで一斉送信する。
- 自治基本条例に関する研修を行う
- 条例通信などをノートで共有する。
- 点検委員会を現行どおり在職3年以上の主任職以下で行うことは、若手職員が条例を意識して業務にあたるきっかけになるので続けることが望ましい。
- 奉職時から5年単位で研修をする等、定期的に条例について考える機会があるとよいのではないか。
- 「自治基本条例」について関する周知やアンケートなどを複数回実施し、「自治基本条例」について考える時間を増やす。

(2) 町民向け

- 広報誌で小さい記事でもいいので定期的に情報発信を行う。
- ホームページやLINEを使って短時間で読めるような内容を発信する。
- マンガで理解できる自治基本条例をホームページに掲載する。
- 出前講座、未来ミーティング、セミナーや会議等の際に、冊子等を作成し、周知する。
- シンプルで解読がやさしい視覚に訴えかける資料を活用する。

(3) 町民参加拡充

- 新たに町政全般にわたる幅広い意見等を求める際には、第9条第2項にも記載されており、新たな組織の設置を検討する。

5 検討委員会の開催経過

- | | |
|-----------------------|-----------|
| ① 第1回芽室町自治基本条例庁内点検委員会 | 7月 1日(金) |
| ② 第2回芽室町自治基本条例庁内点検委員会 | 7月20日(水) |
| ③ 第3回芽室町自治基本条例庁内点検委員会 | 8月 8日(月) |
| ④ 第4回芽室町自治基本条例庁内点検委員会 | 8月29日(月) |
| ⑤ 第5回芽室町自治基本条例庁内点検委員会 | 10月12日(水) |

以上、提言といたします。

令和5年1月12日

芽室町自治基本条例庁内点検委員会

委員長	平手 結花
副委員長	永森 健太
	矢木 雄太
	小川 桃果
	西嶋 佑馬
	又原 蓮
	山本 かなこ
	柴田 啓希
	半澤 尋斗
	佐伯 雛
	高山 涼
	平光 洋太
	中島 華子
	金野 早紀

職員アンケート

課長補佐職	3	町民の視点に立つことと、可能な限り現場でのコミュニケーションを取ることは日々意識しているところです。また、業務等、必要な情報収集も行っていると思いますが、自己啓発はあまり積極的に行えていないと感じています。	
主任	3	仕事をすることで、前例踏襲になることが、多様にある。自己啓発が出来ているとは言えない。	
主事	3	消去法	
課長補佐職	4	いずれも、日頃から強く意識している項目ではあるが、達成しているかどうかは難しい。	
係長職	3	第28条の内容を心掛けているが、達成しているかどうかと聞かれると自信がない。	
主事	3	全項目において達成しているとは言えないため。	
主任	3	自分への評価は低いかもしれないが、職員の責務を心掛けながら業務に専念している。	
主事	3	業務内容に関する基本的知識が十分ではないため。	
主任	2	前例をもとに、業務を行うことが多々あるため、達成できていないと感じる。	
主任	2	仕事の本来の意図するところや必要性について考えて仕事をすることがあまりできていないと思う。仕事について職員間で率直に話し合い、新たな発想で仕事に取り組める環境があると思う。	
係長職	3	町民の視点を意識し、業務が停滞しないよう努めている。情勢に合わせて業務改善を行うことを意識している。	
主事	4	日々努めて業務に取り組んでいると思うため。	
その他	4	第5期総合計画を踏まえ、教育行政執行方針の具現化や持続可能な社会の作り手の育成等を目指し、常に子供や町民の思いや願いを重視した改革主義の施策に努めているため。	
主任	3		
係長職	4	業務に追われ情報収集が出来ていないが、それ以外はできているため。	
係長職	3	法令順守やコミュニケーション、情報収集は常に心掛けている。一方で新たな発想等を生むよう意識はしているものの、前例にとらわれていないかといわれると、完全にはとらわれていないと言えないため回答を3とした。	第7条について、デジタル社会化による町外在住のテレワーカーやフリーワーカーが増える可能性もあることから、条文の「町内で事業を営む法人及び活動する団体」ではなく、「事業活動を行う者」といった、少し幅を持たせた内容（デジタル社会に適した内容？）でも良いのではないかと感じた。※前段の「町内で働いている人」で解釈できるのであれば気にしないでください。
主事	4	そうあるべきで、そのように仕事をしているからです。でも自身に足りない部分や結果が伴っていない部分があると思うので④にしました。	
課長補佐職	3	「町民視点」に立つことは達成できていると思うが、いろいろなことが迅速化と言われると、時間がかかっているように思う。	
その他	4	柔軟な発想力が足りていないと感じているため、④の評価とした。	
係長職	3	3に関しては、担当する事業等において、創意工夫等せず前例通りに実施しているものもあるため。	
係長職	4	職員として、町民の安全安心を守り、一般業務においても的確に遂行できるよう情報収集や自己啓発に努めています。ただし柔軟な発想による創意工夫が不足していると判断するため④としました。	
係長職	4	コミュニケーション常日頃から大切にしよう心掛けて業務を遂行している。また、前例にとらわれることなく、変えるところは変えようとしている。しかし、常に町民の視点に立って仕事をしている自信はない。	
課長補佐職	3	芽室町職員としての責務を理解し、言動を慎んでいるため。	
係長職	4	町民の視点に立った仕事が出来ていると思う。今後においても、より住みやすいまちづくりに貢献できるよう、仕事を頑張っていくと思う。	
係長職	4	前例に従うことが多々あるため。	
その他	5	各災害出動出動、消防事務において、達成できていると感じるため。	
係長職	3	自分ではほぼほぼ達成できているとは思っているが、自分だけの評価では一概に達成できているとは言えない。	
係長職	3	法令順守はもちろんのこと、町民がどう思うかを常に考えて業務を遂行している。前例踏襲ではなく現状で最善の業務手法を心掛ける。正確性、迅速性には欠けている。	
主任	4		
係長職	3	コミュニケーションは必要に応じて意識して取り組んでいる。前例にとらわれることが多い。	
主任	3	責務について達成できるように心掛けているが、前例に固執しない業務の改革・改善までには至っていないため。	
課長職	4	法令等を遵守し、町民の視点に立ち、正確かつ迅速に仕事を行っているが、今後必要な情報の収集により、前例にとらわれることなく、柔軟な発想により創意工夫のもとに仕事を行っていく。	
係長職	3		
係長職	4		
係長職	4	記載の内容については常に意識した業務を行っているため。	
係長職	3	3の「前例にとらわれることなく」が不十分であるため、④まで達していない。	
主任	4		

係長職	3	町民第一を念頭に、法令等の範囲内で、適切かつ迅速な対応に心掛けている。	
係長職	3	町民から見た時の評価は分からないが、自分自身では職員の仕事について意識をしながら仕事をしてきたつもりだから。	
課長補佐職	3	心掛けてはいるが、一職員の裁量を超える案件等もあり、全ての事案について達成できている訳ではない。	
係長職	3	意識はあるが、状況によっては全うできない時もある。	
課長職	4	社会情勢や住民ニーズをとらえ、新規事業や事業の見直しに着手している。	
主事	3	意識して取り組もうとするが、技術的に実行できていないことがあるため。(特に2迅速に～の点)	
係長職	4	芽室町役場はいろいろなことに挑戦するアグレッシブな職場であり、そのためには1～4を行わない限りできないことであるため。	
課長職	4	自己啓発については努力不足と自己評価しているため。	
係長職	3	業務の遂行やその業務を達成させるため、各機関や団体、町民と連携を図ることが必要不可欠であると考えている。また、自身が新たな発想を持たなければ、周囲の新たな考えも出てこないと考えている。	
主事	2		
課長補佐職	3	法令順守及び正確迅速を意識して仕事をしているが、コミュニケーションや柔軟な発想、自己啓発にはまだまだ向上が必要感じているため。	
主事	4	業務内容にやりがいを感じており、力不足はあっても、ポジティブに仕事を取組んでいると思うから。	
主任	4	責務の遂行を心がけているため	
主事	4	前例にとらわれることなく柔軟にという点は課題だと思います。	
係長職	4	自治基本条例のことは頭になかったが、第28条の内容については、業務を進める上で意識している。	
係長職	3	意識しているものの十分な行動が伴っていない。	
課長職	4	条例を順守しているというよりも、ベーシックな部分として意識的に取り組んでいるため。	
主事	3	普段から意識しているため。	
係長職	4		
係長職	4		
主任	4	2～4に関しては、少し達成できていないと感じたため。	
係長職	3	法令等の遵守、業務の正確性や処理スピード、必要な情報収集は常に意識して業務を行っているつもりです。達成に関する判断基準もありませんし、自分のことなので③としました。	
係長職	4	目立つ課ではなく評価されづらいが、頻繁な法律改正等に対応し、正確に業務を遂行することに努めています。	第25条(町民の責務)の解説が条文のままなので、可能であれば修正したほうが良いのではないかと。(もしかしらミスプリント?) 町民の責務だけ少し曖昧で、町長や議員、職員にだけ責務を課しているような印象を与えてしまうと思う。
主事	4	町民の意見を聞きとり、迅速に係内にて共有、対応しているため。	
主任	5	日々自己研鑽しているため。	
主事	4	町民対応の部署であり、上記条例を常に心がけています。一般職ですが、専門性が強く、業務量の多さもありますが正確さと迅速さを大切にしています。	
係長職	3	地域担当職員として活動しておりますが、以前と比べて地域の行事が少なくなっており、コミュニケーションの場が減少していることから③としました。	
主任	3		
主任	4		
課長補佐職	4	基本的な事項であり、常に意識して業務を行っている。	
主事	3	達成できている部分と課題点があるため。	
主任	3	町民とのコミュニケーションや自己啓発は意識しているが、仕事の迅速さ、創意工夫など達成できていないところもあるため。	
主任	3		
その他	3	達成しているとは思いつつも、より良い業務がまだできるのではないかと思います。	
主事	2	全体的にまだまだですが、特に2番と3番が自分にはまだできていないと感じるからです。	
主事	4	前例踏襲しないよう業務を常に点検している。人件費と電気代削減のため定時退勤を心掛けている。	
主事	3	1～3項については日常業務の中で行えていると感じるが4項については後回しや疎かになっている。	
課長職	4		
課長補佐職	4		
主事	5	各号ごと自分なりに達成できるように工夫している。	
課長職	5	当然のこととして業務にあたっている。	

課長補佐職	4	何のために=町民のために を常に意識した仕事に努めている。	
主事	3		
課長補佐職	4	創意工夫や業務改善などで、今後の自治体DXなど活用の余地もあると思うため、「ほとんど達成している」にしました。	第7条 町民参加に「関係人口」の記載が必要かの検討をしてはどうでしょうか。
係長職	3		
課長職	4	法令等に基づき、町民の現状にあった対応に心掛けている。また、専門的知識の習得に努め、根拠法令等を確認しながら事務を進めている。	
課長職	4	どうしても前例にとらわれてしまう場面があるが、概ね達成できていると感じている。	
主事	4	基本的にすべて達成している。ただ、創意工夫して業務に努めているが、画期的なアイデアが出ているかは微妙。	
主事	3	仕事をこなすことで精一杯のため、自己啓発する余裕がない。	
主任	3	第3項以外は、達成していると考えているため。	
主任	3	自己啓発に努めていますが、柔軟な発想により創意工夫のもとに仕事を行うという点には至っていないと考えているからです。	
課長補佐職	3	すべて意識していることであるが、自信をもって達成しているとは答えられない。	
係長職	4	法令順守は当然として、町民とのコミュニケーションを大切に、町民目線で業務を行っている。	
課長職	5	第28条のすべてを率先して実行し、自己満足ではなく、町の人からの信頼、共感を得て、共に行動できていることから。	第9条第2項について。解説では「新たな組織の設置」となっている。ぜひ検討を。条例作成時から時代も変化し、ここ数年で社会環境が激変していること、前段に記載の「各種審議会を発展的に解消し・・・」ともあることから、今こそ大胆な改革も必要ではないでしょうか。町内会及び町民活動団体のまちづくり組織として位置づけについて。本条例では前文で自治の主体は「町民と、町長、議員及び職員」となっていますが、個人ではなく、コミュニティを形成する組織も位置付けてはいかがでしょうか。中標津町自治基本条例では、第4章で同団体を条例の中で位置付けています。
課長補佐職	5	基本的な姿勢として行い、常に意識して行っている。	
課長職	4	「達成している」と思った時点で、もう、足りていない部分が見えなくなるから。	第4章に住民団体や企業との協力について記載を追加しては。
課長職	3	先進性や目新しさに着目し過ぎ、法令・過去からの経緯等を軽視・ないがしろにする業務姿勢が散見される。	
課長職	4	「第28条職員の責務」の規定にある1項から4項は、役場職員としては当然のことであり、条例に規定されているかどうかではなく、常に意識すべきことであるため。	